1　学科試験を行う航空従事者技能証明等
　一　定期運送用操縦士の資格に係る技能証明であって、外国政府の授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者で、試験の免除を受けようとするもの
　二　事業用操縦士（飛行機及び回転翼航空機に限る。）の資格に係る技能証明
　三　計器飛行証明
　四　航空英語能力証明
2　学科試験の期日及び場所　平成28年１月17日（日）東京都、大阪市
3　申請書の受付期間　平成27年12月８日（火）から平成27年12月15日（火）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。
4　申請書の提出先
　一　東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南１丁目１番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。
　二　大阪市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。
　三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成27年12月16日（水）までに提出すること。
5　学科試験受験手数料
　一　第１項第一号から第三号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。
　二　第１項第四号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。
6　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。
　一　定期運送用操縦士（法規）
　二　計器飛行証明（計器飛行一般）
7　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。
8　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都江東区豊洲三丁目２番24号**ルネサスエレクトロニクス株式会社**の東京都小平市上水本町五丁目20番１号ルネサスエレクトロニクス株式会社武蔵工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成27年11月25日
東京法務局田無出張所

香川県丸亀市中津町1515番地**大倉工業株式会社**の工場財団に香川県三豊市詫間町松本3560番地２大倉工業株式会社詫間工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成27年11月25日
高松法務局観音寺支局

東京都江東区豊洲三丁目２番24号**ルネサスエレクトロニクス株式会社**の工場財団に愛媛県西条市ひうち８番地６ルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリング株式会社西条工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成27年11月25日
松山地方法務局西条支局

神戸市東灘区住吉南町一丁目12番12号**三森産業株式会社**の工場財団に鹿児島県姶良郡蒲生町下久徳1612番地１三森産業株式会社蒲生工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成27年11月25日
鹿児島地方法務局霧島支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年11月25日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成27年10月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ヨシタニ　吉谷　教泰　埼玉県さいたま市南区内谷６―３―28　国土交通大臣許可（般―22）第14982号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業及び熱絶縁工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年９月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年11月25日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成27年10月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　巴工業株式会社　山本　　仁　東京都品川区北品川５―５―15　国土交通大臣許可（般・特―22）第5120号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（熱絶縁工事業及び清掃施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年９月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年11月25日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成27年10月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　フジモリ産業株式会社　藤森　行彦　東京都品川区東五反田２―17―１　国土交通大臣許可（般・特―24）第7047号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（防水工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年９月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年11月25日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成27年10月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　マックスエンジニアリング＆サービスファクトリー株式会社　杵渕　昭治　東京都中央区日本橋箱崎町６―２　国土交通大臣許可（般―23）第24070号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年10月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年11月25日
関東地方整備局長　石川　雄一